

議会運営委員会所管事務調査報告書

本委員会の所管事務調査として、会議規則第 75 条の規定により閉会中の継続調査に付託された事件について、調査の経過及び結果を会議規則第 77 条の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 7 日

上富良野町議会議長 村 上 和 子 様

議会運営委員会
委員長 中 澤 良 隆

記

調査事件名

議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について
「議会活性化の推進について」

調査の経過

本委員会は、令和 2 年 4 月 7 日の委員会で閉会中の継続調査事件を「議会の会期日程等の議会運営に関する事項」と「議長の諮問に関する事項」は、議長から具体的に「議会活性化の推進について」が諮問されたことにより「議会活性化について」を調査することに決定した。

令和 2 年次 14 回、令和 3 年次 13 回、令和 4 年次 15 回、令和 5 年次 10 回にわたり委員会を開催し、調査及び活性化の実践を行ったので、その結果を次のとおり報告する。

1 議会活性化推進計画策定の目的

平成 21 (2009) 年 4 月 1 日に町の最高規範である「上富良野町自治基本条例」が施行され、「議会の役割と責務」が明確に位置付けられた。その後、様々な議会改革や活性化に取り組んできたが、議会及び議員が活性化に向けた達成目標や進捗状況を共有できていなかったことから、これからの活性化を着実に推進して進行管理するために、全体を網羅した「上富良野町議会活性化推進計画（以下「活性化計画」という。）」を策定した。

2 活性化計画で議会が目指すべき姿

議会は、「上富良野町自治基本条例」で定めている「議会の役割と責務」、「議会の運営」、「議員の責務」に基づき、議会活性化のメインテーマを『より身近で開かれた議会』に決定し、その議会活性化の基本政策を、①情報 [情報公開と共有]、②参加 [町民の参加機会の拡大]、③機能 [議会・議員の機能向上] とし、三つの施策体系(※別紙 1 「上富良野町議会活性化推進計画の施策体系」参照)を柱として、議会活性化を計画的に推進することとした。

3 活性化計画の策定

令和 2 年 8 月 26 日に活性化計画を策定し、計画期間を令和 5 年 8 月 24 日までとし、評価反省を行ったうえで毎年次見直しを行うこととした。

4 活性化計画の施策の主な取り組みについて

(1) 「上富良野町議会議員政治倫理規程」の制定(※別紙 2 参照)

(2) 議会懇談会(報告会)

・議会懇談会(報告会)のほか新たに団体又はグループの要請による「議会懇談会」開催

開催年月日	対象	参加人数
令和元年 11 月 28 日	町民（対面方式）	4 会場 63 人
令和 2 年 2 月 14 日	町民（円卓方式 4 グループ）	かみん 31 人
令和 3 年 11 月 26 日	J A ふらの青年部上富良野支部 上富良野町商工会青年部	6 人 13 人
令和 3 年 11 月 30 日	認定こども園の父母会 （高田幼稚園、西こども園） （わかば愛育園、中央保育園）	12 人 11 人
令和 4 年 11 月 30 日	農民連盟（要請）	7 人
令和 5 年 1 月 31 日	上富良野町老人クラブ連合会 北海道建築士会上富良野支部	9 人 8 人

(3) 議員定数及び議員報酬特別委員会設置調査審議

- ・議員定数は 14 名が妥当、議員報酬も現状維持が望ましいという結論に至った。

(4) 新型コロナウイルス感染症に伴う議会の行動指針制定

- ・マスク着用及びアクリル板の設置、・定期的に 1 時間毎の換気徹底、・議場傍聴席の 1 席空け
入場制限(30 人まで)

(5) 定例会毎の反省会

- ・定例会終了後翌週の月曜日に定例開催とし、議会運営の活性化を目指した。

※取り組んだ施策項目は別紙 3 「評価表（上富良野町議会活性化推進計画項目）」参照。

5 全議員による評価について

令和 5 年 5 月 2 日までの間に全議員による活性化計画の進捗状況について、この間の総括ともいえる総合評価を行った。その大まかな結果は、全 43 施策項目中、総合評価の平均点 3 点以上が 26 項目、3 点未満が 17 項目となり、6 割が中間点である 3 点以上の評価である。

その中でも特に議員定数(4.6)、議会だよりの発行(4.5)など 4 点以上の 12 項目は高得点の評価で、後年に実施するとした項目はすべて 3 点未満となった。そして実施済みだが常任委員会の公開(2.9)、議員図書室(2.5)の 2 項目は 3 点未満となった。

以上の結果を踏まえて、今後は後年に実行するとした項目、集約できる項目、引き続き実践が必要な項目、あるいは新たに取り組むべき必要のある項目などを審議することとする。

※細部は別紙 3 「評価表（上富良野町議会活性化推進計画項目）」参照。

6 総論（まとめ）

平成 21(2009)年 4 月 1 日に町の最高規範である「上富良野町自治基本条例」が施行され、「議会の役割と責務」が明確に位置付けられた。このことにより議会活性化・議会改革に対する機運が一段と高まり、その後、議員定数や議員報酬の削減、「議会委員会条例」、「議会会議規則」、「議会運営に関する先例」など逐次見直しが行われ、現在に至っている。

今後、より効果的に議会活性化を推進していくためには全体を網羅した計画が必要との考えから「活性化計画」を令和 2 年 8 月 26 日に策定し、本活性化計画に基づき着実に歩みを進めていくこととした。

1 年次及び 2 年次目で「活性化計画」の策定を終えたことから、今報告のテーマとなる 3 年次・4 年次目においては、施策項目の中で早急に取り組むべき施策、後年に実行することとした施策等を選別し、全議員の共通認識のもと計画的に取り組みを進めてきた。

議会活性化の活動は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたが、「議員定数」「議員報酬」について調査審議をし結論を得た。また「政治倫理規程」の制定、「議会中継」の計画立案、各団体等との「議会懇談会」開催などを着実に実施することができた。その後、全議員による評価アンケートを実施した結果を受け、今後の取り組みの参考にしていくこととした。

この間における取り組みにより、総じて自治基本条例に基づく議会の責務を少なからず果たすことができたと評価しているところである。しかしながら、議会活性化や議会改革は終わりのなき課題であり、今後も人口減少社会、少子高齢社会などの変化により議会を取り巻く環境にも新たな課題や問題点が生じて来ることが予想される。社会の動向を見極めながら、町民が町づくりの主人公であることを深く認識し、それぞれの課題や問題の解決に当たっていくことが議会の存在意義向上につながると確信し、さらなる活性化や改革に取り組んでいく所存である。

議会運営委員会の調査経過

年 月 日	概 要
令和2年次	14回
令和3年次	13回
令和3年 9月16日	後期の運営方針について
令和3年10月 1日	施策項目の推進について
令和3年10月14日	(3年次目) 実施計画について
令和3年10月27日	(3年次目) 実施計画について
令和3年11月24日	施策項目の審議について
令和3年12月 8日	施策項目の審議について
令和4年 1月19日	今後の取り組みについて
令和4年 2月 7日	施策項目の審議について
令和4年 2月24日	施策項目の審議について
令和4年 3月24日	今後の取り組みについて
令和4年 4月22日	進行管理について
令和4年 5月16日	進行管理について
令和4年 6月15日	施策項目について
令和4年 7月14日	議会活性化の取り組みについて
令和4年 8月23日	議会活性化の取り組みについて
令和4年 9月 7日	議会活性化の取り組みについて
令和4年11月 4日	議会活性化の取り組みについて
令和5年 1月18日	議会活性化の取り組みについて
令和5年 1月23日	議会活性化の取り組みについて
令和5年 2月22日	議会活性化の取り組みについて
令和5年 3月24日	議会活性化の取り組みについて
令和5年 4月12日	議会活性化の取り組みについて
令和5年 5月17日	議会活性化の評価、報告について
令和5年 5月22日	議会活性化の報告書について
令和5年 6月 7日	議会活性化の報告書について



別紙 2

上富良野町議会議員政治倫理規程

(令和 4 年 6 月 27 日制定)

前文

上富良野町議会は上富良野町自治基本条例（平成 20 年上富良野町条例第 28 号）に基づき議員のより高い政治倫理の確立を図り、全力で町民の負託に応えるため、この規程を制定する。

(目的)

第 1 条 この規程は、上富良野町自治基本条例第 4 章に基づき上富良野町議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、議員が政治倫理の高揚に努め、町民に信頼される議会づくりを進め、もって町政の健全な発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第 2 条 議員は、上富良野町自治基本条例第 12 条に基づき、町民全体の代表として町政に関わる機能と責務を自覚し、次に規定する政治倫理及び他の法令の規定を遵守しなければならない。

- 2 議員は、高い倫理観及び品位の確保に努め、自らの行動を厳しく律しなければならない。
- 3 議員は、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈してはならない。
- 4 議員は、政治倫理に関し、政治的又は道義的批判を受けたときは、自ら率先して真摯かつ誠実に事実を明らかにし、その責任を明確にしなければならない。

(政治倫理基準)

第 3 条 議員は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、公職選挙法（昭和 25 年法律 100 号）、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）等の規定及び次に掲げる政治倫理基準を遵守して行動しなければならない。

- (1) 議員は、町民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、不正の疑惑をもたれる恐れのある行為により、町民の議会に対する信頼を損ねないこと。
- (2) その地位を利用していかなる金品の授受や便宜供与を行わないこと。
- (3) 政治的又は道義的な批判を受ける恐れのある寄付等を受けないこと。
- (4) 町又は町が出資している法人が行う入札行為及び請負契約、委託契約、物品納入契約に関し、特定の業者の推薦、紹介及び介入などの不正行為を行わないこと。
- (5) 職員の採用、昇任又は人事異動に関与しないこと。
- (6) 紙面又は SNS 等の電子媒体などを通じ第三者に対しての誹謗中傷及び、確定していない事象についてむやみに発信する行為を行わないこと。

(請負等に関する制限)

第 4 条 議員は、地方自治法第 92 条の 2 の趣旨を尊重し、町民に疑惑の念を生じさせる行為を行わないこと。

(審査の請求)

第5条 町民及び議員は、議員が第3条に規定する倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添えて町民は選挙権を有する50分の1以上の連署、議員にあっては定数の過半数以上の連署をもって議長に対し政治倫理基準に違反する行為の在否の審査を請求することができる。

(審査会の設置及び審査)

第6条 議長は、前条の規定により審査請求を受けた時は、議会運営委員会に諮り、審査を付託するものとする。

2 審査会の委員長及び副委員長は、議会運営委員会の委員長及び副委員長とする。

3 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、必要があると認めた時は委員長の権限においてこれを公開しないことができる。

4 審査会の委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。またその職を退いた後も同様の扱いとする。

5 審査会の任期は、当該審査終了時までとする。

(弁明の機会の付与)

第7条 審査対象議員は、委員会に対し口頭又は文章により弁明する機会を与えることができる。

(対象議員に対する措置等)

第8条 議長は第6条第1項の請求を受け、審査対象議員の行為が政治倫理基準に反していると認められるときは、議会の名誉及び品位を守り、町民の信頼を回復させるため、その議員に対して措置を講じることができる。

2 議長は、第6条第1項の請求及び前項の規定により行った措置等の内容を第5条の規定により審査請求した者に通知するとともに公表しなければならない。

(議長職の代行)

第9条 議長が審査対象議員になった場合は副議長が、議長及び副議長ともに審査対象議員の場合は議会運営委員長が議長の職務を行うものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年 7月 1日より施行する。

評価表（上富良野町議会活性化推進計画施策項目）							【総合評価】 5点＝十分できている 4点＝ある程度できている 3点＝どちらとも言えない	2点＝あまりできていない 1点＝まったくできていない
分野目標	No.	施策項目	審査済	後年に 実行	予算 町協議	① 総合評価	② 備考(コメント)	
1 自由討議	1	1(1)自由討議による合意形成	■		-	3.3	・”自由な討議”自体は行われていなかった。・定例会、反省会など実施している。・例えば、今話題の泥流地帯の映画化など議員間討議は行えていない。一定の合意形成もできていない。本会議主義なので難しいという考えから変えなければ難しい。・十分といえるか。各委員会の問題点が共有できているか。	
2 町民の要望、 意見の審議	2	2(1)広聴活動の推進	■		-	3.8	・議運や協議会で手法など協議実施している。・議会モニターの必要性を感じないという考えは残念。議会懇談会のみできた。一般会議はできていない。・議会の民意の聴取は課題が残る。	
	3	2(2)町民参画・町民連携	■		○	3.2	・手法など協議され実施されている。・委員会、全員協議会の傍聴はできていない。会議録の公開もできていない。・全員協議会の公開にはまだまだ解決しなくてはならない点があるのでは。	
	4-1	2(3)①議会懇談会（報告会）	■		-	4.0	・コロナ禍であったがそれなりに行っている。・コロナ禍での取り組みとしては今後においては報告会か、懇談会か？住民参加数増やPR活動が必要。・今回は既に対応済みだが懇談の相手方への丁寧な事後報告は必要だと感じた。・工夫し実施されている。形を変えた議会懇談会の開催ができたが、参加団体が少ないのが課題。広聴スタイルで懇談ではない。・団体、グループだけでは意見の範囲が限られる点は注意が必要。	
	4-2	2(3)②カフェDE議会	■		-	2.5	・時期尚早と思う。・モニターもつてもいいと考えるが選人難しく実現むずかしい。・工夫し実施されている。・出向いての懇談はできていない。	
	4-3	2(3)③おじゃまDE議会	■		-	2.5	・時期尚早と思う。・工夫し実施されている。・出向いての懇談はできていない。	
	5	2(3)④町民意見箱		■	-	2.6	・町が行っているものでよいのでは。・町に要望してもできていないもの等、内容にもよるといって執行権を持っていないので当面設置は難しい。・実施されている。・議会へ対する意見を出す窓口が事務局へ電話しかない現状。・受けたものをどのような点までを回答するか(議員協)が必要。	
	6	2(4)各種アンケート調査	■		-	3.3	・現行のままでよい。・実施されている。・特にアンケート調査は行われていない。傍聴アンケートも集約、分析は行っていない。・今のアンケートとは言うが目的をもったアンケートにはなっていない感がある。	
	7	2(5)議会モニター	■		○	1.8	・時期尚早と思う。・モニターもつてもいいと考えるが選人難しく実現むずかしい。・現在は必要なし。・議会モニター制度の構築にはいたっていない。・公平な意見へのモニターが考えももっているかが問はれる。	
	8	2(6)一般会議		■	-	2.6	・懇談会など実施している。・一般会議の制度設計はなされていない。・目的がはっきりしていない。	
3 情報公開と情報共有	9	3(1)①議会だよりの発行（議会広報特別委員会）	■		○	4.5	・委員長のもとでよくやっていると思う。・「タイトル表記がわかりにくい」との意見もあったが、変化に対し好意的な声が多く聞かれた。・現状でよい。・計画内容、おおむねできている。広報モニターは検討課題。・いつまでも変化を求めながら議会の案内に努める。	
	10	3(1)②議会各種チラシ	■		○	2.9	・現行で可。・現状でよい。・チラシは発行できていない。チラシ作成者等も決まっていない。・何をどのようにはモデルはあるが効果をどのように評価するか。	
	11-1	3(2)議会のICT		■	○	2.7	・紙を少なくしていくべき。・まだまだ様々な取組みが必要。・協議が必要。・インターネット中継へ向けて試行は行ったが、ICT化計画は実施できなかった。・インターネット中継は(録画含め)行う必要があるのでは(見てもらえる形で)	
	11-2	3(1)③議会ホームページ	■		-	3.3	・今後、議会議員の顔写真を掲載を。・現状でよい。・この4年間でホームページがどのように変わったのかわからない。・見てもらえるような作成に心がけるように。	
	11-3	3(1)④議会の動き（HP）	■		-	3.6	・現状でよい。・委員会等開催したときは更新されているが、その他の掲載内容は検討が必要。・十分とは言えない。	
	11-4	3(4)議会中継	■		○	2.6	・任期中に実現されなかったことはとても残念。・1年間は庁舎内だけでも良いと思う。・試行、予算。・現状では、役場庁舎1階ホールでの中継がとりあえずの目標かと思う。一足飛びにはいかない。・継続的に予算要求を行い早期実現を。・町との協議必要予算だて。・中継へ向けた試行はできた。・検討はされているが、今後に期待	
	12	3(1)⑤賛否の公表	■		-	4.3	・棄権者が表示できない課題がある。・議員個々がどれだけ多くの事件に向きあっているかも同時に周知できるので、今後も継続すべき。・現状で良い。・議会だよりに賛否表を試行的に掲載。町民からすごく良いという意見もいただいた。・賛否の公表により各議案(議題)に議員の意思の記示の場としては必要。	
	13	3(3)議会傍聴の推進（ソフト面）	■		○	3.6	・情報閲覧資料提出している。・現状で良い。・閲覧議案部数を増やした。傍聴案内ポスターのデザイン変更をしたほうが良い。・議会があついと傍聴は増加すると思うが。	
	14	3(5)議会要覧の作成	■		-	4.1	・現行でよい。・議会活性化計画、個人情報保護条例など策定できた。・目的別な内容で作成はできないか。視察向けの内容とか。	

分野目標	No.	施策項目	審査済	後年に 実行	予算 町協議	① 総合評価	② 備考(コメント)
4 個人情報保護	15-1	4(1)議案の個人名の取り扱い	■		-	3.8	・現状で良い。・個人情報保護条例を策定した。・議会個人情報保護条例と情報公開条例の厳守
	15-2	4(2)ホームページ公開の会議録の個人名マスキング	■		-	4.2	・現状で良い。
5 議会の活性化	16	5(1)議員定数	■		-	4.6	・特別委員会を設置し審議し決定。・現状で良い。・議員定数報酬特別委員会を設置し、協議、方針決定した。
	17	5(2)議員報酬	■		○	4.4	・特別委員会を設置し審議し決定。・議員定数報酬特別委員会を設置し、協議、方針決定した。
	18	5(3)政策形成過程の説明	■		○	2.8	・制度設計の構築にはいたっていない。意見が分かれ、認められない事案もあった。・議会からの政策提案をできるような町議会へ向かう姿が必要。
	19	5(4)一般質問	■		○	4.2	・現在のでベスト。・項目が重複していることにつき多くの町民から「適切に調整すべき」との声が聞かれた。・現状で良い。・答弁書の全員配布などできた。反省会で協議もできた。
	20	5(5)一般質問進捗状況調査		■	-	2.8	・過去に行ったことはある。・個人的にも今後実施をしていきたい。・現状で良いが工夫。・追跡調査は行えていない。議会だよりでも一般質問のその後は取り扱えていない。以前議会公報で追跡記事を設けて調査したことがあるが社会的常識との議員としての差があるのが法的なことは別として十分な議案についての協議がなされ情報が互いにあれば可能？。
	21	5(6)議員倫理	■		-	4.2	・しっかり協議した結果の規程であり良好。・現状で良い。・倫理についても制定した。
	22	5(7)反問権		■	○	2.0	・理事者と議論の場は持ってもよかったのでは。・いらない。・必要ない。・反問権についてはさらなる研究が必要。
	23	5(8)議決条例の改正（議決事項の追加）	■		○	3.7	・該当なし。・良い。・議決事項の追加はしていない。さらなる検討が必要。
	24	5(9)議会サポーター		■	○	2.2	・時期尚早。・あまり必要性感ない。・必要ない。・議会サポーター制度の構築にはいたっていない。さらなる研究が必要。
	25	5(10)正副議長（候補者）の所信表明	■		-	4.3	・決定事項。・良い。・正副議長の任期も含めてさらなる検討が必要。
	26	5(11)①マネジメントサイクル		■	-	2.4	・後年に調査研究を早期に。・目標決めたので良い。
	27	5(11)②議会監視機能活性化サイクル		■	-	2.4	・後年に調査研究を早期に。
6 環境整備	28	5(11)③議会活動年間計画サイクル	■		-	3.5	・現状で良い。・議会の評価はいつも最善を尽くしていると思うが。
	29	5(11)④勉強会	■		-	3.1	・議案によってはG Pで行っている。・現状で良い。・勉強会は実施できていない。・議員が協議に必要と思われる資料の事前配布が必要
	30	5(11)⑤定例会毎の反省会	■		-	4.3	・内容はブラッシュアップの余地あり。・現在行っておりこのままでよい。・現状で良い。反省会を行っているが、その後の改善策などの協議までは不十分。
	31	5(11)⑥行政視察研修	■		○	4.2	・厚生文教は、道外にはコロナ禍で行けなかったが道内で目的を達成した。・現状で良い。・先進市町村行政調査、議長会研修会へ参加、報告書提出まで行えた。・現在の社会状況の中では残念だが議員の研修、先進地視察では十分な研修はできていない。
	32	5(12)常任委員会の公開	■		○	2.9	・要望があった場合であり。・今後公開に向け更なる協議を。・現状で良い。・常任委員会の傍聴、会議録等公開は行えていない。・公開のためにはハード面から、インターネットからソフト、反訳までの整備が必要。
	33	6(1)議会傍聴の環境整備（ハード面）	■		○	3.3	・3 Fは手すり等整備している。・予算が必要。・定員外の傍聴用に別室解放した。バリアフリー化は改善等検討が必要。現在の社会的要求に答えられていない状況にある。反訳のUD化。
	34	6(2)議案閲覧	■		○	3.4	・現行で良いのでは。・良いが協議必要。・部数増やした。さらに全員が見れる方法、検討が必要。・事前に希望する住民には議案はDVD等で配布する等できることを。
	35	6(3)タブレット持込		■	○	1.8	・理事者との協議を行い早期実現を。・協議必要。・ICT化は全くできていない。・今後使用できる議員へはタブレット配付し、インターネット、wi-fiの使用を許す。
	36	6(4)議員図書室	■		○	2.5	・予算が必要。・図書コーナーであって図書室といえるものではない。・ある程度の整備のための予算は要求はしているか。
	37	6(5)事務局機能の強化	■		○	3.5	・会計年度職員1名の増加が望ましい。・あと一人職員を配置しては。・現状で良い人員確保。・AI導入等も検討し、業務の効率化の研究が必要。・議員提案など法的、会計処理等の専門性も必要とされている。ある程度理事者から独立した立場に立てる必要があると思うが。